



この青少年育成運動のシンボルマークは、次代の日本を背負って立つ青少年が健全に育つことを願って、(社)青少年育成国民会議が昭和41年に制定したものです。中の赤は、若者の情熱を象徴しています。また、グリーンは、若々しい麦の穂で、これが両脇から寄り添って、地域社会、ひいては、日本の社会を支えていることを示しています。

鳥取県教育の基本理念は

『自立した 心豊かな 人づくり』

です

(1)この会の目的

少年が、現在の生活を充実して送るとともに、将来に向かって、挑戦と試行錯誤の過程を経つつ、自己選択、自己責任、相互支援を担い、社会とのかかわりの中で自己実現を図っていき、社会的に自立した個人として成長するよう支援することを目的とする。



(2)事業

- (1) 地区住民の積極的関心を高めるための事業
- (2) 青少年を健全に育成するための事業
- (3) 青少年の非行化を防止するための事業
- (4) 社会環境の浄化を図るための事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業



(3)この会の構成団体等

- ・自治連合会
- ・自治会推薦委員
- ・少年指導委員
- ・民生児童委員協議会
- ・子ども会育成会
- ・小学校
- ・中学校
- ・小学校PTA
- ・中学校PTA
- ・児童館
- ・保護司会
- ・えがおの会
- ・母子会
- ・スポーツ少年団

(4) 本会の会則

(名称・事務局)

第1条 この会は、青少年育成米子市民会議の下部組織として、車尾地区青少年育成会と称し、事務局を車尾公民館に置く。

(目的)

第2条 この会は、関係機関及び各種団体との緊密な連絡を図り、車尾地区内（公民館の事業の主たる対象となる区域内をいう。）青少年の健全育成を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) この会の趣旨の徹底を図り、地区住民の積極的関心を高めるための事業
- (2) 青少年を健全に育成するための事業
- (3) 青少年の非行化を防止するための事業
- (4) 社会環境の浄化を図るための事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(会議)

第4条 この会の会議は、定期総会及び委員会とし、会議は会長が招集しその議長となる。

2 委員会は、会長・副会長及び自治会選出委員等で構成し必要に応じて開催する。

(組織)

第5条 この会は、各種団体代表者（小学校、中学校、母子会、子ども会育成会、児童館、えがおの会、スポーツ少年団、子ども万灯、保護司会）及び各自治会長、自治会選出委員、民生・児童委員、少年指導委員をもって組織する。

(役員の種類及び定数)

第6条 この会に、次の役員を置く。

・会長 1名 ・副会長 2名 ・監事 2名

(役員を選出)

第7条 役員は、総会において互選により選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計及び業務の執行状況を監査する。
- 4 自治会選出委員は、事業の運営及び常時活動を推進する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、その職務において役員たる者を除いて2年とする。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員、任期満了であっても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(顧問)

第10条 この会に、顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

2 顧問は、会務について意見を述べ、必要により助言をすることができる。

(会計)

第11条 この会の経費は、補助金、その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(附則)

- 1 会則の改廃は総会の議決による。
- 2 本会則は、平成16年6月5日より施行する。

(5)少年指導委員とは

- 1 米子市教育委員会では、各地区(公民館事業の主な対象区域)の青少年育成会、小・中・高等学校の教員等に少年指導委員になっていただく委嘱状の交付式と研修会を開催しています。
任期は、2年間です。
- 2 少年指導委員は、日ごろから地域の子どもたちに心温まる声をかけて見守ったり、昼間や夜間、地区のイベントなどでの街頭補導活動、有害な環境の浄化など健全育成や非行防止のさまざまな活動をされています。
- 3 少年たちを健やかに成長させることは、保護者をはじめ、社会を形成するすべての大人に課せられた大きな責任です。
- 4 地域の青少年を温かく見守ってくださる少年指導委員の皆さん“地域のおじさん・おばさん”が求められることを知っておいてください。

少年指導委員規則

(昭和60年1月11日国家公安委員会規則第2号)

最終改正：平成18年4月24日国家公安委員会規則第15号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第2項及び第6項の規定に基づき、少年指導委員規則を次のように定める。

(心構え)

- 第1条 少年指導委員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神をもつて、その職務を遂行しなければならない。
- 2 少年指導委員は、常に、人格識見の向上と職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委嘱)

- 第2条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第38条第1項の規定により少年指導委員を委嘱する場合には、あらかじめ活動区域を定め、その活動区域ごとに行うものとする。
- 2 公安委員会は、少年指導委員を委嘱したときは、当該少年指導委員の氏名及び連絡先を関係住民に周知させるよう、適当な措置を採らなければならない。

(任期)

- 第3条 少年指導委員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。少年指導委員が欠けた場合における補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(法第38条第2項第5号の国家公安委員会規則で定める活動)

- 第4条 法第38条第2項第5号の国家公安委員会規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

- 一 少年の健全な育成に係る事項に関し、少年又は少年の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、少年を現に監護するものをいう。)からの相談に応じ、これらの者に対し、助言及び指導その他の援助を行う活動
- 二 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広報及び啓発をする活動

(活動上の注意)

- 第5条 少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。

(風俗環境浄化協会の協力)

- 第6条 少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、都道府県風俗環境浄化協会の協力を求めることができる。

(研修)

- 第7条 法第38条第5項の研修（以下「少年指導委員研修」という。）の種別は、定期研修及び委嘱時研修とする。
- 2 定期研修はすべての少年指導委員を対象におおむね1年ごとに1回、委嘱時研修は新たに委嘱された少年指導委員を対象に委嘱後速やかに、それぞれ行うものとする。
 - 3 少年指導委員研修は、次の表の上欄に掲げる少年指導委員研修の種別の区分に従い、それぞれ同表の中欄に定める研修事項について、同表の下欄に定める研修時間行うものとする。

研修の種別	研修事項	研修時間
定期研修	一 少年非行及び風俗環境の状況に関すること。 二 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。 三 法第38条の2第1項の規定による立入りを適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること。	4時間以上5時間以下
委嘱時研修	一 定期研修の項中研修事項の欄に定める研修事項（次号に定めるものを除く。） 二 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行し、又は法第38条の2第1項の規定による立入りを実施するために必要な法令の知識に関すること。	5時間以上7時間以下

(解嘱)

- 第8条 公安委員会は、法第38条第6項の規定により少年指導委員を解嘱しようとするときは、当該少年指導委員に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該少年指導委員の所在が不明であるため通知をすることができないときは、この限りでない。

(立入り)

- 第9条 法第38条の2第2項の規定による指示は、次に掲げる事項を示して行うものとする。
- 一 立入りを実施すべき場所に係る次に掲げる事項
 - イ 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別
 - ロ 立入りを実施すべき地域
 - 二 立入りを実施すべき期日又は期間
 - 三 立入りを実施するに当たっての留意事項
- 2 法第38条の2第3項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 立入りを実施した場所に係る次の事項
 - イ 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別
 - ロ 立入りを実施した営業所の名称及び所在地（法第2条第7項第1号の営業にあっては、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）及び事務所、受付所又は待機所の所在地）
 - 二 立入りを実施した日時
 - 三 立入りを実施した結果
 - 四 その他参考となるべき事項
- 3 法第38条の2第4項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附則

- 1 この規則は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和59年法律第76号）の施行の日（昭和60年2月13日）から施行する。

（平成10年10月20日国家公安委員会規則第14号）抄

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

（平成14年3月26日国家公安委員会規則第3号）抄

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成14年4月1日）から施行する。

（平成18年4月24日国家公安委員会規則第15号）

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）の施行の日（平成18年5月1日）から施行する。